

21・22年度競争
参加資格認定

残留希望申請22日まで

国交省 整備局に持参、郵送

国土交通省の各地方整備局は、2021・22年度競争参加資格審査の認定通知書を11日付で一斉送付した。建設工事については、等級区分がランクアップする企業を対象に、従来等級にとどまることのできる「残留措置」を適用する。残留を希望する企業は22日までに、各整備局ごとに適用申請する必要がある。

残留措置は、一般土木など

局に残留措置の適用申請書を
持参または郵送で提出する必
要がある。29日までに残留措
置の適用申請のあった企業に
「再認定通知書」を発送。4
月1日に確定版となる競争参
加資格の名簿を公表する。
対象となるのは、▽一般土
木▽アスファルト舗装▽造園
▽建築▽電気設備▽暖冷房衛
生設備——の6工事種別。各
工事種別ごとの等級と契約予
定価格は、一般土木と建築が
A等級⇨7億2000万円以

上、B等級⇨3億円以上、C
等級⇨6000万円以上、D
等級⇨6000万円未満。中
国地方整備局ではD等級がな
く、3億円未満はすべてC等
級となっている。
アスファルト舗装の区分
は、A等級⇨1億2000万
円以上、B等級⇨5000万
円以上、C等級⇨5000万
円未満。東北、北陸、中国、
四国、九州地方整備局はC等
級をB等級に統合しており、
1億2000万円未満はすべ
てB等級としている。
造園はA等級⇨2500万
円以上、B等級⇨2500万
円未満。東北、四国地方整備
局では等級区分がない。21・
22年度から中国地方整備局も
等級区分なしとなる。
電気設備と暖冷房衛生設備

は、A等級⇨2億円以上、B
等級⇨5000万円以上、C
等級⇨5000万円未満。四
国地方整備局のみA等級⇨8
000円以上、B等級⇨30
00万円以上、C等級⇨30
00万円未満の基準で運用し
ている。